

# 告 示

埼玉県告示第百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGADON・キホーテ蓮田店

蓮田市東四 四千二百五十八 二 外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）ラパーク蓮田

（変更後）MEGADON・キホーテ蓮田店

大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

（変更前）市光工業株式会社 代表取締役 市川侑男

東京都品川区東五反田五丁目十番十八号

（変更後）市光工業株式会社 代表取締役 オードバディアリ

神奈川県伊勢原市板戸八十番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）株式会社長崎屋 管財人 福田國幹 外一名

東京都中央区東日本橋三 七 十四 外 計十五者

（変更後）株式会社長崎屋 代表取締役 成沢潤治

東京都目黒区青葉台二 十九 十 外 計二十二者

## 八 変更年月日

平成二十二年十月十三日外

## 二 届出年月日

平成二十三年一月二十六日

## 二 縦覧期間

平成二十三年二月八日から平成二十三年六月八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県利根地域振興センター

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

平成二十三年二月八日から平成二十三年六月八日まで

##### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課